

関係団体各位

文化庁次長

中岡 司

(印影印刷)

著作権法の一部を改正する法律等の公布・施行について（通知）

この度、「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号。以下「改正法」という。）が第196回通常国会において成立し、平成30年5月25日に公布されるとともに、これに関連して、「著作権法施行令の一部を改正する政令」（平成30年政令第360号）、「著作権法施行規則の一部を改正する省令」（平成30年文部科学省令第37号）及び「著作権法施行規則第二条の四の規定に基づき文化庁長官が定めるウェブサイトを決める件」（平成30年文化庁告示第115号）が同年12月28日に公布されました。

今回の改正は、「文化審議会著作権分科会報告書」（平成29年4月）や「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（以下「マラケシュ条約」という。）等を踏まえ、著作物等の公正な利用を図るとともに著作物等の適切な保護に資するため、以下の4点について必要な規定の整備を行うものです。

1. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
2. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備
3. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備
4. アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定等の整備

これらの規定の趣旨及び概要は下記のとおりですので、御了知いただくようお願いいたします。

記

1. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備（新法第30条の4，第47条の4及び第47条の5関係）

情報通信技術の進展等の時代の変化に柔軟に対応できるようにするため，著作物等の市場に悪影響を及ぼさない一定の著作物等の利用について，適切な柔軟性を備えた権利制限規定の整備を行うものであること。

(1) 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（新法第30条の4）

著作物は，技術の開発等のための試験の用に供する場合，情報解析の用に供する場合，人の知覚による認識を伴うことなく電子計算機による情報処理の過程における利用等に供する場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には，その必要と認められる限度において，いずれの方法によるかを問わず，利用することができることとする。

これにより，例えば，人工知能の開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録する行為等が権利者の許諾なく行えるようになるものと考えられること。

(2) 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（新法第47条の4）

電子計算機における利用に供される著作物について，当該利用を円滑又は効率的に行うために当該利用に付随する利用に供することを目的とする場合や，電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し，又は当該状態に回復することを目的とする場合には，その必要と認められる限度において，いずれの方法によるかを問わず，利用することができることとする。

これにより，例えば，ネットワークを通じた情報通信処理の高速化を行うためにキャッシュを作成する行為や，メモリ内蔵型携帯音楽プレイヤーを交換する際に一時的にメモリ内の音楽ファイルを他の記録媒体に複製する行為等が権利者の許諾なく行えるようになるものと考えられること。

(3) 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（新法第47条の5，新令第7条の4並びに新規則第4条の4及び第4条の5）

【新法第47条の5】

電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する行為（所在検索サービス、情報解析サービス、その他政令で定めるもの）を行う者やその準備を行う者で「政令で定める基準」に従う者は、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、著作物の軽微な利用を行うこと等ができることとする。

これにより、例えば、特定のキーワードを含む書籍を検索し、その書誌情報や所在に関する情報と併せて、書籍中の当該キーワードを含む文章の一部を提供する行為（書籍検索サービス）や、大量の論文をデジタル化して検索可能とした上で、検証したい論文について、他の論文からの剽窃の有無や剽窃率、剽窃箇所に対応するオリジナルの論文の本文の一部を表示する行為（論文剽窃検証サービス）等が権利者の許諾なく行えるようになるものと考えられること。

【新令第7条の4並びに新規則第4条の4及び第4条の5】

I 当該行為を行う者に関する「政令で定める基準」及び当該政令の委任に基づく省令の規定を次のとおり定めること。

① 「インターネット情報検索サービス」（送信可能化された検索情報に係るURL（送信元識別符号）を検索し、及びその結果を提供する行為（以下「送信元識別符号検索結果提供」という。））を行う場合にあっては、次の要件に適合すること。

- i) ID・パスワード等の受信制限手段が講じられている場合にあっては、当該手段を講じた者の承諾を得たものに限って提供すること。
- ii) 次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあっては、当該行為に係る情報の提供を行わないこと。

(ア) robots.txtに次に掲げる事項を記載すること。

ア 送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報収集のためのプログラムのうち情報の収集を禁止するもの

イ 送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集において収集を禁止する情報の範囲

(イ) HTML等に、送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集に情報収集を禁止する旨を記載すること。

② 新法第47条の5第2項の規定の適用を受けて作成された著作物等の複製物を使用する場合にあっては、当該複製物に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること。

- ③ 業として当該行為を行う場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。
- i) 当該行為に係る著作物等の利用が新法第47条の5第1項に規定する要件に適合するものとなるよう、あらかじめ、当該要件の解釈を記載した書類の閲覧、学識経験者に対する相談その他の必要な取組を行うこと。
 - ii) 当該行為に対する問合せを受けるための連絡先その他の情報を、当該行為の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により明示すること。

II 当該行為の準備を行う者に関する「政令で定める基準」を次のとおり定めること。

- ① 送信元識別符号検索結果提供の準備を行う場合にあっては、当該送信元識別符号検索結果提供を上記 I ①の要件に適合させるために必要な措置を講ずること。
- ② 新法第47条の5第2項の規定の適用を受けて作成された著作物等の複製物に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること。

III 改正法の施行日の前日において改正前の著作権法第47条の6（送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等）の規定により著作物等を利用していた者については、同条及びそれに基づく政省令の規定は、改正法施行日から起算して一年を経過する日までの間は、なおその効力を有することとする（これにより、当該者は、引き続き従前の規定により事業を実施することも可能となる）。

(4) 留意事項

柔軟な権利制限規定の解釈や対象となる具体的なサービスの事例等についての理解に資するよう、今後、順次、Q & Aを作成し、文化庁ホームページにおいて公表する予定であること。

2. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（新法第35条並びに第104条の11～104条の17関係）

教育の質向上や教育機会の充実等に資するICT活用教育における著作物利用の円滑化を図るため、文化庁長官が指定する単一の団体（以下「指定管理団体」という。）への補償金（以下「授業目的公衆送信補償金」という。）の支払いを条件として、遠隔合同授業以外の公衆送信全般を権利者の許諾なく行えるようにするとともに、指定管理団体及び補償金関係業務の実施に関し必要な規定の整備を行うものであること。

(1) 教育の情報化を推進するための権利制限規定の整備及び補償金請求権の付与
(新法第35条及び第104条の11関係)

著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等に係る権利制限規定）において、遠隔合同授業以外のための公衆送信全般を対象とするとともに、今回新たに権利制限の対象となる公衆送信については、権利者に補償金を受ける権利を付与すること。

これにより、例えば、教師が他人の著作物を用いて作成した予習・復習用の教材を児童生徒等にメール送信することや、オンデマンド授業やスタジオ型のリアルタイム配信授業のために教材をインターネット送信することなどについて、指定管理団体への授業目的公衆送信補償金の支払いを条件として、権利者の許諾なく行えるようになること。

(2) 指定管理団体の指定の基準（新法第104条の12関係）

補償金関係業務の正当性・適正性等を確保する観点から、文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、指定管理団体の指定を行うことはできないこと。

- ① 一般社団法人であること。
- ② 著作物等に関し権利者の利益を代表すると認められる団体を構成員とすること。
- ③ ②の団体が、営利を目的としない等の要件を備えるものであること。
- ④ 補償金関係業務を的確に遂行するに足る能力を有すること。

(3) 授業目的公衆送信補償金の額（新法第104条の13関係）

I 授業目的公衆送信補償金の額の決定方法（新法第104条の13）

授業目的公衆送信補償金の額は、指定管理団体が、あらかじめ、教育機関の設置者を代表すると認められる団体から意見を聴いた上で設定し、文化審議会の諮問を経て文化庁長官が認可すること。

文化庁長官は、授業目的公衆送信補償金の額が、①新法第35条第1項の規定の趣旨、②公衆送信に係る通常の使用料の額、③その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならないこと。これをより具体化した基準として、「改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間」（平成30年11月14日文化庁著作権課）を策定していること。

II 授業目的公衆送信補償金の額の認可の申請（新規則第22条の4）

指定管理団体が文化庁長官に対して授業目的公衆送信補償金の額の設定又は変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に参考となる書類を添付して提出しなければならないこと。

- ① 指定管理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② 設定又は変更の認可を受けようとする授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項
- ③ 教育機関を設置する者の団体からの意見聴取の概要（当該団体の名称及び代表者の氏名、当該意見聴取の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の授業目的公衆送信補償金の額への反映状況を含む。）

（4）共通目的事業のための支出（新法第104条の15関係）

授業目的公衆送信補償金については、学校等で利用される著作物の多様性や利用実態調査の精度等から、実際に著作物の利用がなされたにも関わらず補償金の分配を受けられない権利者が一定程度生じることが見込まれることを踏まえ、その権利者が得るべき利益に適切に配慮する観点から、指定管理団体が徴収した補償金の一部（政令で規定）を権利者全体の利益となるような事業（著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業。以下「共通目的事業」という。）に支出することを義務付けること。

I 共通目的事業のために支出すべき額の算出方法（新令第57条の11）

共通目的事業のために支出すべき額は、包括払い（著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法）により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して「文部科学省令で定める割合」を乗じて算出するものとする。

なお、「文部科学省令で定める割合」は、現時点では定めておらず、今後、学校等における著作物の利用実態等を踏まえて検討の上、決定する予定であること。

II 共通目的事業に関する学識経験者への意見聴取（新令第57条の12）

指定管理団体は、共通目的事業を実施しようとするときは、それが権利者全体の利益に資するものとなるよう、あらかじめ、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならないこと。

Ⅲ 共通目的事業に関する監督上の命令（新法第104条の15第3項）

文化庁長官は、共通目的事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、監督上必要な命令をすることができること。

（5）授業目的公衆送信補償金制度の適正な運用を確保するための措置（新法第104条の14、第104条の16及び第104条の17関係）

I 補償金関係業務の執行に関する規程（新法第104条の14、新令第57条の10及び新規則第22条の5）

指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を含む補償金関係業務の執行に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、文化庁長官に届け出なければならないこと（業務規程を変更しようとするときも同様）。

- ① 授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項（著作権者等の不明等の場合における分配の方法等の詳細や、分配の決定の基礎となるべき事項を含む。）
- ② 共通目的事業のための支出に関する事項
- ③ 補償金関係業務に要する手数料に関する事項
- ④ 文化庁長官の認可を受けた授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項

指定管理団体は、文化庁長官に対して業務規程を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類（変更の場合にあっては、変更の内容及び理由を記載した書類）を添付すべきこと。

- ① 手数料の算定の基礎となるべき事項
- ② 補償金関係業務を的確に遂行するための体制の整備に関する事項
- ③ 共通目的事業の検討の状況、共通目的事業に関する学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項

Ⅱ その他（新法第104条の16及び第104条の17、新令第57条の13～第57条の15並びに新規則第24条）

補償金関係業務の適正な運営を確保するため、文化庁長官による指定管理団体の監督（報告徴収、勧告、指定の取消し等）に関する規定をはじめ、指定管理団体及び補償金関係業務の実施に関し必要な規定の整備を行うこと。

(6) 留意事項（「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」）

今回の法改正を契機に、教育現場における著作物利用を巡る諸課題と指摘されてきた次に掲げる事項について、教育関係団体と権利者団体との間で継続的な議論を行うための場として、平成30年11月27日付で「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が設立されたこと。

- ① 法改正に伴う授業目的公衆送信補償金の在り方
- ② 教育現場における著作権法に関する研修や普及啓発
- ③ 著作権法第35条の解釈に関するガイドラインの整備
- ④ 著作権法第35条を補完するライセンス環境の整備・充実

これらの課題は、相互に密接に関係し合うものであることから、同フォーラムの場を通じて、有機的に結び付けながら、課題解決に向けて一体的に取り組んでいくことが期待されること。

3. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備（新法第37条第3項及び新令第2条第1項）

障害者の書籍等へのアクセス機会の充実を図るとともに、マラケシュ条約の締結に対応するため、視覚障害者等のための複製等に係る権利制限規定の整備を行うものであること。

(1) 視覚障害者等（受益者）の範囲及び対象行為の拡大（新法第37条第3項）

書籍の音訳等を提供できる「視覚障害者等」（受益者）の範囲について、視覚障害や発達障害等のために視覚による表現の認識に障害がある者に加え、肢体不自由等の者が対象となることを明確に規定すること。また、権利制限の対象となる行為について、複製や自動公衆送信（送信可能化を含む。）に加え、新たにメール送信等を規定すること。

これにより、例えば、肢体不自由で書籍等を保持できない者のために音訳図書を作成・提供することや、様々な障害により書籍等を読むことが困難な者のために作成した音訳データをメール送信すること等が権利者の許諾なく行えるようになるものと考えられること。

(2) 視覚障害者等のための複製等が認められる者の範囲の拡大（新令第2条第1項）

視覚障害者等のための書籍の音訳等を権利者の許諾なく行うことが認められる者として、新たに、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法人

格を有しないボランティア団体等も含む。) で次に掲げる要件を満たすものを定めること。これにより、適切な体制を有するボランティア団体等は、文化庁長官による個別指定を受けずとも、書籍の音訳等を行うことが可能となること。

- ① 視覚障害者等のための複製又は公衆送信を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力及び経理的基礎を有していること。
- ② 視覚障害者等のための複製又は公衆送信を適正に行うために必要な著作権法に関する知識を有する職員が置かれていること。
- ③ 情報を提供する視覚障害者等の名簿を作成していること（名簿を作成している第三者を通じて情報を提供する場合は、当該名簿を確認していること）。
- ④ 次に掲げる事項を文化庁長官が定めるウェブサイト（「教育利用に関する著作権等管理協議会」のウェブサイト）への掲載により公表していること。
 - i) 法人の名称並びに代表者の氏名及び連絡先
 - ii) 視覚障害者等のために情報を提供する事業の内容（複製又は公衆送信を行う著作物等の種類及び当該複製又は公衆送信の態様を含む。）
 - iii) 上記①から③までに掲げる要件を満たしている旨

なお、本改正後も、文化庁長官による個別指定制度は引き続き存置すること。また、この政令の施行日の前日において既に指定を受けていた者については、新令の規定により指定を受けたものとみなすとともに、文化庁長官はその旨をインターネット等により公表するものとする。

(3) 留意事項

上記(2)の要件の詳細や、申込方法・様式等については、下記の文化庁ウェブサイトに掲載していること。

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/1412247.html>

なお、関連して、マラケシュ条約の発効に伴い、当該条約の実施に関する事項を文化庁ウェブサイトに掲載していること（12頁【参考ウェブサイト】参照）。

4. アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定等の整備（新法第31条第3項、第47条及び第67条関係）

我が国の有する文化資料を適切に収集・保存し、それらの効果的な活用を促進することで我が国の文化創造の基盤となる知的インフラの強化に貢献するため、アーカイブの利活用促進に資する規定の整備を行うものであること。

- (1) 国立国会図書館による外国の図書館等への絶版等資料の送信（新法第31条第3項、新令第1条の4及び新規則第2条の2）

【新法第31条第3項】

国立国会図書館が絶版等資料（絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料）に係る著作物について自動公衆送信を行うことができる対象施設の範囲を，国内の図書館等に加えて，これに類する「外国の施設で政令で定めるもの」に拡大すること。

これにより，日本研究を行っている外国の図書館等に貴重な資料を提供できることとなるものと考えられること。

【新令第1条の4及び新規則第2条の2】

新法第31条第3項の「外国の施設で政令で定めるもの」として，外国の政府，地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置する施設で，図書等の資料を公衆の利用に供する業務行うもののうち，次に掲げる要件を満たすものを定めること。

- ① 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国に所在するものであること。
- ② 司書等に相当する職員が置かれていること。
- ③ 国立国会図書館との間で，次に掲げる事項について協定を締結していること。
 - i) 自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項
 - ii) 自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項
 - iii) 協定の変更又は廃止を行う場合の条件に関する事項

(2) 作品の展示に伴う美術・写真の著作物の利用（新法第47条及び新令第7条の2）

【新法第47条第1項及び第2項】

美術の著作物又は写真の著作物を原作品により公に展示する者（以下「原作品展示者」という。）は，観覧者に展示作品の解説・紹介をするために必要と認められる限度において，著作物を紙の小冊子への掲載に加えて，タブレット端末等の電子機器への掲載・送信等を行うことができることとすること。

これにより，例えば，会場で貸し出される電子機器を用いて，作品の細部を拡大して制作手法を解説することや，展示方法の制約により観覧者が目視しづらい立体展示物の底面や背面の造形を解説すること等が権利者の許諾なく行えるようになるものと考えられること。

【新法第47条第3項】

原作品展示者及び「これに準ずる者として政令で定めるもの」は、展示作品に関する情報を広く一般公衆に提供することを目的とする場合に、必要と認められる限度において当該著作物の複製又は公衆送信を行うことができることとすること。

これにより、例えば、ウェブサイトやメールマガジンで展覧会に関する情報提供を行う際に、あわせて、展示作品のサムネイル画像を掲載・送信すること等が権利者の許諾なく行えるようになるものと考えられること。

【新令第7条の2】

新法第47条第3項の「これに準ずる者として政令で定めるもの」として、営利を目的としない法人で、原作品展示者の同意を得て、展示著作物の所在に関する情報を集約して公衆への提供事業を行うもののうち、文化庁長官が指定するものを定めること。

(3) 著作権者不明等の場合における著作物利用に係る裁定制度の見直し（新法第67条等及び新令第7条の6）

【新法第67条等】

著作権者不明等の場合における著作物利用に係る裁定制度に関して、補償金等の支払を確実に行うことが期待できる国、地方公共団体その他「これらに準ずるものとして政令で定める法人」（以下「国等」という。）については、事前の補償金の供託を求めず、権利者と連絡をすることができるに至った場合に、補償金を支払うこととすること。

同様に、裁定申請中の著作物利用に係る担保金についても、国等については事前の供託を求めず、権利者と連絡をすることができるに至った場合に、利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を権利者に支払うこととすること。

【新令第7条の6】

新法第67条の「これらに準ずるものとして政令で定める法人」として、①独立行政法人、②国立大学法人及び大学共同利用機関法人、③地方独立行政法人、④日本放送協会を定めること。

5. その他の改正事項

(1) インターネット等による公表（新令第1条の3第2項等及び新規則第2条）

文化庁長官が権利制限規定の主体の指定等を行った際の公表方法について、官報による告示から、「インターネットの利用その他の適切な方法による公表」に改めること。

(2) TPP整備法の施行に伴う規定の整理（新令第66条）

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「TPP整備法」という。）の施行に伴う規定の整理を行うこと。

6. 施行期日

上記1. 3. 4. 5. (1)については平成31年1月1日から、上記2. については公布の日（平成30年5月25日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から、上記5. (2)についてはTPP整備法の施行の日（平成30年12月30日）から、それぞれ施行すること。

【添付資料】

- 別添1 著作権法の一部を改正する法律の概要
- 別添2 平成30年著作権法改正に伴う政省令改正の概要
- 別添3 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）条文
- 別添4 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）新旧対照表
- 別添5 著作権法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第360号）条文
- 別添6 著作権法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第360号）新旧対照表
- 別添7 著作権法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第37号）条文
- 別添8 著作権法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第37号）新旧対照表
- 別添9 著作権法施行規則第二条の四の規定に基づき文化庁長官が定めるウェブサイトを決める件（文化庁告示第115号）

【参考ウェブサイト】

- ・文化庁ウェブサイト（改正法関連資料，解説等）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/
- ・「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」のウェブサイト
<https://kyoiku-forum.sakura.ne.jp/>
- ・マラケシュ条約の実施に関する事項についてのウェブサイト
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/marrakesh/>

担当 文化庁著作権課法規係 電話 03-5253-4111（内線4824）
--